

70歳以上の
皆さまへ

医療保険制度の見直し を行いました

平成29年 **4月から保険料**、**8月から支払い上限額**が変わります。

75歳以上の方

70歳以上の方

この10年間で、

70歳以上の高齢者の方は **1.3倍** になり、

国民医療費は **1.3倍** になりました。

団塊世代が全員75歳以上になる2025年には、
国民医療費の総額は、

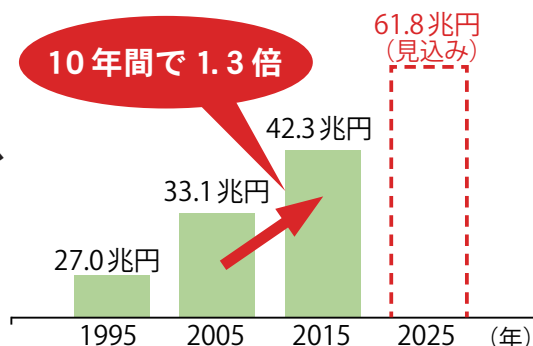
61.8兆円 にもなる見込みです。

皆さまが窓口でお支払いいただく医療費は、
医療費全体のごく一部です。

右の図のように、医療費の大半は、
毎月納めていただく保険料や、
税金で賄われています。

※「70歳以上」の方の中には、65歳以上で後期高齢者医療制度の障害認定を受けて、任意加入している被保険者を含みます。

国民医療費の推移



医療費の財源構成

税金	7.3兆円
74歳以下の方の保険料	6.4兆円
75歳以上の方の自己負担	1.3兆円
75歳以上の方の保険料	1.2兆円

※後期高齢者医療制度の場合

全ての方が安心して医療を受けられる社会を維持するために、
次の2つを見直します。皆さまのご理解をお願いいたします。

70歳以上の
皆さまへ

平成29年8月から、
高額療養費の上限額が
変わります

75歳以上の
皆さまへ

平成29年4月から、
医療保険料の軽減率が
変わりました

詳しくは中面をご覧ください

70歳以上の
皆さまへ

平成29年8月から、 高額療養費の上限額が 変わります

高額療養費制度とは、

ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えてお支払いいただいた分を払い戻す制度です。上限額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。

平成29年8月から、70歳以上の方の上限額が下表のように変わります。

70歳以上の方の上限額（月ごと）

ご自身がどの適用区分に該当するかは、被保険者証または限度額認定証でご確認いただけます。

平成29年7月まで

平成29年8月から

適用区分		外 来 (個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	外 来 (個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み	住民税課税所得 145万円以上の方	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 〈多数回 44,400円〉※2	57,600円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 〈多数回 44,400円〉※2
	住民税課税所得 ※1 145万円未満の方	12,000円	44,400円	14,000円 年間上限 14万4,000円	57,600円 〈多数回 44,400円〉※2
低所得者	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円		15,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合は「一般」になります。

※2 過去12か月以内に4回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

国民健康保険に加入されている皆さまへ

これまで、国保の被保険者資格などは市町単位で管理していましたが、平成30年度から都道府県単位での管理に変更します。この変更で、同一県内で他の市町に引っ越した場合でも、引っ越し前と同じ世帯であること（同一性・継続性）が認められれば、高額療養費の該当回数のカウントが引き継がれます。これによって、上の表に示してある「多数回」の該当機会も増えるため、被保険者の皆さまの負担軽減につながります。

◆窓口はこれまでどおり、お住まいの市町の国保担当です。

● 住民税課税所得とは …… 所得（収入★から必要経費等の収入ごとの法定控除を行った額）から地方税法上の各種控除（社会保険料控除など）を行った額のことです。詳しくは、お住まいの各市町税務担当課へお問い合わせください。

75歳以上の
皆さまへ

平成29年4月から、 医療保険料の軽減率が変わりました

全ての方が安心して医療を受けられる社会を維持するために、高齢者と若者の間での世代間の公平が図られるよう、負担能力に応じたご負担をいただく必要があります。そのため、平成29年4月から、**75歳以上の皆さまの保険料の軽減率が変わりました。**皆さまのご理解をお願いいたします。

75歳以上の方の保険料は、

① 所得に応じて納めていただく部分
(所得割)

② 全員に納めていただく定額部分
(均等割)

と
があります。

保 険 料

① 所得割額

- 一定以上の所得のある方に、所得に応じてご負担いただきます。
- 個人の所得に応じて軽減されます。

② 均等割額

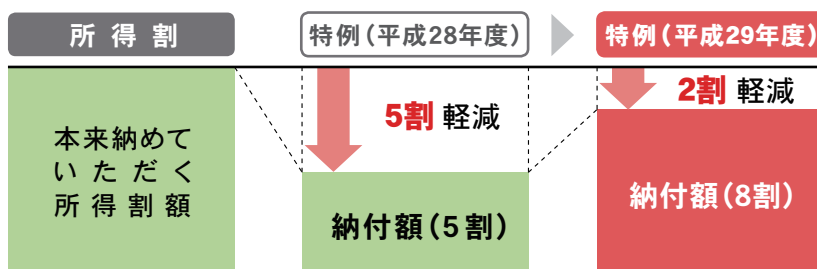
- 全ての方にご負担いただきます。
(均等割額 年間 47,300円)
- 世帯の所得に応じて軽減されます。

+

1 所得割の額が変わる方

年収約153万円～約211万円の方

平成28年度までの所得割は、特例的に**5割軽減**されていましたが、平成29年度は**2割軽減**になります。
(均等割の定額部分は変わりません)



2 均等割の額が変わる方

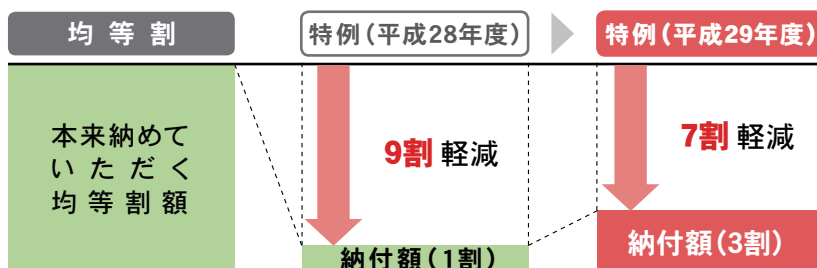
元被扶養者で、特定の要件に該当する方

元被扶養者とは 75歳になる前日に、ご家族の会社の健康保険などで被扶養者だった方

特定の要件の例 単身の方であれば、年金収入が168万円を超える方など
75歳以上の夫婦2人世帯であれば、一方の年金収入が168万円を超える場合など

平成28年度までの均等割は、特例的に**9割軽減**されていましたが、平成29年度は**7割軽減**になります。

◆ただし、元被扶養者であっても、世帯の所得が低い方は、均等割の軽減(9割軽減、8.5割軽減)が受けられます。



★収入とは …… 収支上の損益にかかわらず、確定申告したものはすべて収入に含まれます。
例) 土地・建物や上場株式等の譲渡損失を損益計算または繰越控除するため確定申告した場合の売却収入等も収入に含まれます。

裏面もご覧ください

保険料を年金からの引き落としで納めている皆さまへ

年金からの引き落としの場合、前半（4月・6月・8月）の保険料は前年度2月と同じ額を引き落とし、後半（10月・12月・2月）で残りの保険料を調整します。

そのため、平成28年度よりも平成29年度の保険料額が増えますが、

実際に保険料額（引き落とし額）が変わるのは、10月からです。

→ **引き落とし額の間違いではありませんので、ご注意ください。**

【引き落とし額の例】元被扶養者に該当する方の場合（金額は、年金から引き落とされる額です）

平成28年度の保険料額
年額 4,700円

700円	700円	700円	1,000円	800円	800円
4月	6月	8月	10月	12月	2月

平成29年度の保険料額
年額 14,100円

800円	800円	800円	3,900円	3,900円	3,900円
4月	6月	8月	10月	12月	2月

医療保険制度の見直し 早わかり



Q なぜ保険料の軽減を見直すのですか？

A 高齢者と若者の、世代間の公平を図るためです。

75歳以上の方の保険料が軽減されていることにより、若者は医療費が少ないにもかかわらず、高齢者よりも高い保険料を納めています。高齢者と若者の世代間の公平を図るため、75歳以上の方のうち負担能力のある方には、ご負担をお願いします。

Q 75歳以上なのですが、私の保険料はどのくらい増えるのですか？

A 7月上旬に送付される保険料額決定通知書でご確認ください。

毎年7月上旬に、ご加入の保険者から、保険料額決定通知書が皆さまに送付されます。その通知書に、その年度の保険料が記載されますので、ご確認ください。詳しくは、お住まいの市町の後期高齢者医療担当窓口、または香川県後期高齢者医療広域連合にお問い合わせください。

Q 元被扶養者と、そうでない場合では、どれくらい保険料額が違うのですか？

A 元被扶養者の方の保険料は、収入額にかかわらず軽減されています。

元被扶養者の方は、年収があってもなくても、均等割額が9割軽減されています。一方、元被扶養者でない方は、年収に応じて保険料をご負担いただいています。しかし、元被扶養者の方も、元被扶養者でない方も、同じ後期高齢者であることから、今後は、世代内の公平を図るため、段階的に軽減を見直していきます。

Q 元被扶養者なのですが、私の保険料は必ず増えるのですか？

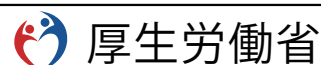
A 元被扶養者の方でも、世帯の所得が低い方は、低所得者の軽減が適用されます。

元被扶養者の方は、平成29年度は、均等割が7割軽減になります。

しかし、元被扶養者であっても、世帯の所得が低い方は、均等割が9割軽減される場合や8.5割軽減される場合があります。

詳しくは、毎年7月上旬にお住まいの市町から送付される、保険料額決定通知書でご確認ください。

お問い合わせは



● お住まいの市町の後期高齢者医療担当窓口 または ● 香川県後期高齢者医療広域連合 まで
(「平成29年度版 後期高齢者医療制度のご案内」裏表紙をご覧ください)

TEL 087-811-1866